

# 採 択

経済環境常任委員会

令和7年12月4日受理

請 第 32 号

件 名

最低賃金制度等の在り方見直しと事業者支援に関する国への意見書の提出を  
求める請願

紹 介 議 員

提 出 者 住 所 氏 名

前 川 收  
藤 川 隆 夫  
松 田 三 郎

(要 旨)

国に対し、次のとおり最低賃金に関する意見書を提出されるよう請願する。

- 1 石破前政権が掲げた最低賃金を2020年代に全国加重平均1,500円とする目標について、経済情勢や中小企業・小規模事業者の経営状況、支払い能力を十分踏まえて見直しを検討すること。また、国内消費の拡大に向けた経済政策の強力な実施により、中小企業・小規模事業者が自発的かつ持続的に賃上げ可能な環境を整備すること。
- 2 現行の最低賃金制度について、他県との競争となっている実態、県内一律の金額適用の適否、地方最低賃金審議会の合意形成の在り方など、様々な課題が生じていることを踏まえ、制度の見直しを検討すること。
- 3 令和7年度の地方最低賃金の大幅な引上げに伴い、厳しい経営を強いられる中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、支援を拡充・強化すること。

熊本県においても、全国最大の引上げ額となった令和7年度熊本県最低賃金の適用に伴い、厳しい経営を強いられる県内中小企業・小規模事業者に対する支援を拡充・強化されるよう請願する。

(理 由)

令和7年度熊本県最低賃金については、令和6年度の952円から82円の引上げとなり、1,034円となった。国の中央最低賃金審議会の答申では、熊本県を含むCランクの引上げ額の目安は64円（前年比6.7%増）とされたが、熊本地方最低賃金審議会は、その目安64円からさらに18円増の82円（前年比8.6%）という全国最大の引上げ額を答申した。

最低賃金制度は、労働者の生活を守るセーフティネットとして、赤字企業も含め、強制力を持って適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でない。

また、地方最低賃金審議会では、人材流出の懸念等から、隣県より1円でも高くといった過度な競争意識が働いており、加えて、同じ県の中においても、地域によって、経済状況や賃金等に格差がある。

さらに、熊本県を含む地方最低賃金審議会では、使用者側委員全員が反対したまま、公益委員と労働者側委員の賛成による多数決にて決定されるケースが多い。

経済4団体が実施した調査では、今回の引上げについて、全体の7割を超える事業者及び組合において経営を直撃する重大な問題であることが浮き彫りになった。また、その対応策については、約半数が、業務効率化や商品・サービス価格の引上げを挙げる一方で、正職員の配置転換・削減、営業時間・労働時間の短縮、一時金（賞与等）の調整を検討する声も少なくなく、労働者にとっても厳しい経営環境になりかねない状況である。